

平成20年9月25日発行

(次号の発行は10月10日です。)

お知らせ版に関する問合せは総務課へ

(担当: 八代和樹 やつしろかずき ☎ 33-6002)

<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>

お知らせ版は、ホームページからダウンロード
できます。

「新富町郷土芸能と民話と童歌の世界」開催!



披露された、元禄坊主踊りの様子

新富町自主文化事業として、「新富町郷土芸能と民話と童歌の世界」が文化会館大ホールにて開催されました。

会場では、新富町の郷土芸能「元禄坊主踊り」のほか、のぞみ保育園児による「ちびっこ元禄坊主踊り」、「鬼付女元禄奴踊り」、「新田神楽」などが披露され、会場を魅了しました。

新富町社会福祉協議会職員募集

- 採用試験の職種及び採用予定人員
 - (1) 職種: 社会福祉士
 - (2) 採用予定人員: 1名
- 業務内容
新富町地域包括支援センターの業務
- 受験資格
社会福祉士の資格を有する者
- 試験の日時・場所
 - (1) 日時: 10月19日(日)
午前7時30分受付 午前8時30分開始
 - (2) 場所: 新富町老人福祉センター
(新富町社会福祉協議会)
- 受付締切日
10月14日(火)
- 受付時間
午前8時20分～午後5時20分
(祝祭日及び土曜・日曜は除く)
- 実施要領、申込用紙配布場所
〒889-8515 新富町社会福祉協議会
児湯郡新富町大字上富田7485番地4
- ※問合せ・申込み先 新富町社会福祉協議会
☎ 33-4213

父子家庭への医療費助成

新富町では、平成20年10月から、父子家庭の方を対象に、医療費助成を実施します。

対象者は、20歳未満の者を扶養している配偶者のいない父、及びその父に扶養されている児童(18歳到達後最初の3月31日まで)です。

現在、登録の申請を受け付けていますので、お早めに福祉課で手続きをお願いします。

ただし、所得制限があり前年の所得が一定以上の方は助成を受けられませんので、担当までご相談ください。

○持参するもの

- ・印鑑
- ・保険証(父・児童のもの)
- ・戸籍謄本(父・児童が記載されているもの)

※問合せ先 福祉課 子育て支援係

☎ 33-1293

平成20年度金婚・米寿祝賀会

結婚生活50周年を迎えられたご夫婦と、健やかに米寿を迎えられた方々をお祝いする金婚・米寿祝賀会を11月13日(木)に新富町文化会館で行います。金婚該当の方は、役場福祉課又は区長、住宅世話人にお申し出ください。(電話でも受付けております。)

なお、米寿の方につきましては、役場福祉課から直接ご連絡いたします。

○金婚該当者(結婚50周年を迎えたご夫婦)
昭和33年1月1日～昭和33年12月31日の間に結婚され、現在新富町に在住の方。なお、戸籍の届出とは関係なく、婚姻の事実があれば対象者となります。

○米寿該当者
大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの人

○申込期限: 10月15日(水)

※問合せ先 福祉課

☎33-6056

新富町身体障がい者特別手当支給

身体障がい者手帳をお持ちの方で、次の要件にいずれも該当する方は申請によって特別手当が支給されます。

申請の受付を10月3日(金)から福祉課にて行います。

○支給要件

- ・公的年金を受けていない方(国民年金、厚生年金、共済年金、遺族年金、障がい年金など)
- ・平成20年10月1日現在で、町民となって6か月以上経過している方

○受付期間

10月3日(金)～10月31日(金)

○手当額:

- ・1～4級 年額12,000円
- ・5～6級 年額10,000円

○持参するもの

- ・身体障がい者手帳
- ・印鑑
- ・通帳(本人又は世帯主名義のもの)

※問合せ先 福祉課

☎33-1293

町立保育所臨時職員募集

○職種及び資格

代替保育士(有資格者) 登録制

○勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

○賃金

日額 5,500円

○雇用期間

登録日から平成21年3月31日

☆役場備え付けの申込書、履歴書(写真添付)を記入し、保育士証の写しを添付の上、提出してください。

※問合せ・申込み先 総務課 職員係

☎33-6002

平成20年度わけもんの主張

(新有権者意見発表会) 発表者募集

この発表会は、若い有権者の皆さんが選挙や政治に対する意見を述べる機会をとおして、有権者としての責任感や明るい選挙推進運動に対する意識の高揚を図ることを目的として開催しています。若い有権者の皆さんぜひ、発表してみませんか。

【発表会】

○日時: 平成21年1月17日(土)

○場所: JA・AZMホール(宮崎市)

【発表者募集要項】

○募集人員: 1名(男女は問いません)

○応募資格: 町内在住の20歳～22歳の方

○応募方法: 下記まで電話でお申込みください。

○応募締切: 12月1日(月)

☆発表者には、記念品を贈呈いたします。

※問合せ先 選挙管理委員会

☎33-6002

広報しんとみ(カラー版)

町民コーナー投稿募集

広報しんとみ「町民コーナー」は、町政に対するご意見や感想、地域活動等の紹介、文化・スポーツ大会の入賞報告やスポーツ少年団募集告知、お子さんの写真(1歳未満のお子さん)など掲載するコーナーです。

皆様からの原稿をお待ちしています。

○投稿様式

タイトル 15字以内 本文 200字以内

写真 1枚(デジカメ撮影)

☆原稿は、趣旨を変えない範囲で直すことがあります。

○その他

・採否の問合せや原稿の返却は、お断りします。

・必ず住所、氏名、年齢、職業、学校名と学年、電話番号を明記してください。

匿名では、認められません。

○提出方法(直接持参、郵便、電子メール)

〒889-1493 新富町大字上富田7491

新富町役場総務課 「広報しんとみ係」

E-mail chomin-koe@town.shintomi.lg.jp

※問合せ先 総務課 広報担当

☎33-6002

小型農耕作業用自動車の登録を！

小型の農耕作業用自動車は、軽自動車税（小型特殊自動車・農耕作業用自動車）が課せられます。（年税額1,600円）

また、公道を走る、走らないにかかわらず、役場税務課へ届け出て、標識の交付を受ける必要があります。

※ただし、運転席のない（手押し式）の農耕作業用自動車は、課税の対象ではありません。

もう一度、ご自宅の所有している農耕用車両をご確認ください。

未登録の車両を所有の場合は、お早めに標識の交付を受けてください。

☆ご不明な点は、役場税務課までお問合せください。

※問合せ先 税務課 賦課徴収係

☎33-6076

大切にしていますか？

あなたのからだ！

宮崎労災年金相談所では、「過労死」等に関する相談に応じています。

①過労からくる健康のこと

②精神的な悩み

③労災保険

などについて、ご不明な点等ございましたら、当相談所までご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

※問合せ先

労災年金福祉会 宮崎労災年金相談所

☎0985-25-0022

秋の行政相談週間

総務省では、行政相談制度について理解を深め、一層利用していただくために、10月20（月）～26日（日）までの一週間を「行政相談週間」として通常の行政相談活動のほか、全国各地で様々な行事を行っています。

毎日の暮らしの中で、国などの仕事について、

① 苦情や困っていることがある

② 制度や仕組みが分からない

③ 相談してみたが、説明に納得いかない

④ どこに相談したらよいか分からない

などがありましたら、行政相談委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

○定例行政相談

日程：10月24日（金）

時間：午前9時30分～正午

場所：老人福祉センター

○巡回相談

日程：10月26日（日）

時間：①午前9時30～午前11時30分

②午後1時～午後3時

場所：①新田公民館

②上新田公民館

※問合せ先 総務課

☎33-6002

調停相談会開催

サラ金等の返済や交通事故、遺産分割、家庭の不和、土地建物の問題、公害などでお困りの方、裁判所の調停委員が相談に応じ、調停手続き等について無料でご説明します。

一人で悩まないで、この機会に遠慮なくご相談ください。

○日程：10月15日（水）

○時間：午前10時～午後3時

○場所：西都市民会館・2階大会議室

○相談内容：

・金銭問題（サラ金返済、売買代金や貸金の回収など）

・交通事故

・相続問題（登記、遺産分割など）

・家庭問題（夫婦・親子・扶養問題など）

・土地・建物に関する問題

（登記、境界、賃貸借、担保など）

・公害（騒音、異臭など）

・その他

※問合せ先

西都簡易裁判所・西都地区調停協会

☎43-0344

建設業退職金共済事業制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

○加入できる事業主：建設業を営む方

○対象となる労働者：建設業の現場で働く人

○掛金：日額310円

○特徴

①国の制度なので安全、確実、申し込み手続きが簡単です。

②経営事項審査で加点評価の対象となります。

③掛金の一部を国が助成します。

④掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

⑤事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

○建退共からのお願い

建設業界を引退しましたら忘れずに退職金を請求してください。

☆詳しいことは、もよりの建退共支部へお問い合わせください。

※問合せ先

建退共宮崎支部（宮崎県建設会館内）

☎0985-20-8867

米軍訓練移転における騒音調査報告書

- 1 調査期間:平成 20 年 9 月 2 日(火)~9 月 4 日(木)
- 2 調査内容:航空機騒音測定・航空機の飛行状況確認(離陸・着陸・上空通過・タッチ&ゴー等)
- 3 調査場所:新田原基地南側で騒音測定器による騒音測定
下三納代地区集会所付近で騒音測定器による騒音測定
春日地区内で騒音測定器による騒音測定
十文字、瀬口、溜水、平田地区内の騒音測定機(固定局)による騒音測定
- 4 調査員:新富町役場職員

【数値は、離発着時・上空通過時の最高値を表示しています。(単位: dB)】

訓練日 調査場所	2 日 (火) 10:15~17:45	3 日 (水) 8:30~17:00	4 日 (木) 8:30~11:30
新田原基地南側	米軍機 81.2	米軍機 115.1	米軍機 113.0
	—	F-4 114.4	F-4 101.9
下三納代集会所付近	米軍機 89.5	米軍機 94.5	—
	—	F-4 103.7	—
春日地区内	—	米軍機 91.7	米軍機 90.6
	—	F-4 90.7	F-4 90.9
溜水地区内 (固定局)	米軍機 77.5	米軍機 100.4	米軍機 92.6
	—	F-4 98.9	F-4 88.4
瀬口地区内 (固定局)	—	米軍機 94.1	米軍機 102.5
	—	F-4 99.7	F-4 97.7
十文字地区内 (固定局)	—	米軍機 96.4	米軍機 95.9
	—	F-4 95.7	F-4 95.0
目視調査 (飛行回数)	208回	193回	72回

【米軍訓練移転に伴う騒音調査結果(ピークレベル)】

- ☆新田原基地南側 (米軍機 115.1dB) (自衛隊機 114.4dB)
- ☆下三納代集会所 (米軍機 94.5dB) (自衛隊機 103.7dB)
- ☆春日地内 (米軍機 91.7dB) (自衛隊機 90.9dB)
- ☆溜水地区内 (米軍機 100.4dB) (自衛隊機 98.9dB)
- ☆瀬口地区内 (米軍機 102.5dB) (自衛隊機 99.7dB)
- ☆十文字地内 (米軍機 96.4dB) (自衛隊機 95.7dB)

※参加部隊=米軍機(F-15)嘉手納基地所属・自衛隊機(F-4)新田原基地所属